

付 属 資 料

資料 1 大友氏を活かしたまちづくり庁内検討委員会設置要綱

資料 2 史跡大友氏遺跡整備検討委員会設置要綱

資料 3 史跡大友氏遺跡整備検討委員会委員名簿

資料1 大友氏を活かしたまちづくり庁内検討委員会設置要綱

(設置) 第1条 南蜜文化発祥都市おおいたとしての魅力あるまちづくりに向けて、大友氏遺跡の整備及び活用の方向性、大友氏の効果的なプロモーション等を検討するため、大友氏を活かしたまちづくり庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。	4 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。この場合において、部会長は、必要に応じて部会員の一部を招集して会議を開くことができる。 5 部会長は、作業部会の中に、検討内容に応じ専門部を置くことができる。この場合において、部会長は、専門部ごとに部長及び副部長1人を置くことができる。
(所掌事項) 第2条 委員会は、関係部局間の連絡調整を図るとともに、大友氏を活かしたまちづくりに関し、次に掲げる事項について検討するものとする。 (1) 大友氏遺跡の保存、管理及び整備に関すること。 (2) 大友氏に関連するまちづくりに関すること。 (3) 大友氏及び大友氏遺跡の情報発信に関すること。 (4) その他市長が必要と認める事項	(庶務) 第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部文化財課において処理する。
(組織) 第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者を委員として組織する。	(その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。
(委員長) 第4条 委員会に委員長を置き、教育部長の職にある者をもって充てる。 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。	附 則 この要綱は、平成25年12月16日から施行する。
(委員会の会議) 第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。	附 則 この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。
(幹事会) 第6条 第2条各号に掲げる事項（以下「所掌事項」という。）の調査研究、調整等を行うため、委員会に幹事会を置く。 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者を幹事として組織する。 3 幹事会に幹事長を置き、文化財課長の職にある者をもって充てる。 4 幹事会の会議は、幹事長がこれを招集し、幹事長がその議長となる。 5 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長の指名する幹事が幹事長の職務を代理する。 6 幹事長は、必要があると認めるときは、関係課等に資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。	附 則 この要綱は、平成27年 4月 23日から施行する。
(作業部会) 第7条 所掌事項の資料の作成等を行うため、幹事会に作業部会を置く。 2 作業部会は、幹事がその所属する課の職員のうちから指名する者を部会員として組織する。 3 作業部会に部会長を置き、幹事長の所属する課の部会員のうちから幹事長が指名する者をもって充てる。	附 則 この要綱は、平成27年 6月 1日から施行する。
	附 則 この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。
	附 則 この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。
	附 則 この要綱は、令和元年 5月17日から施行する。
	附 則 この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。
	附 則 この要綱は、令和4年 9月22日から施行する。
	別表第1（第3条関係） 企画部長、財務部長、商工労働観光部長、土木建築部長、都市計画部長、教育委員会事務局教育部長
	別表第2（第6条関係） おおいた魅力発信局長、企画課長、文化振興課長、国際課長、広聴広報課長、財政課長、管財課長、商工労政課長、創業経営支援課長、観光課長、土木管理課長、河川・みなと振興課長、建築課長、都市計画課長、まちなみ企画課長、都市交通対策課長、まちなみ整備課長、公園緑地課長、教育委員会事務局教育部学校教育課長、社会教育課長及び文化財課長

資料2 史跡大友氏遺跡整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 史跡大友氏遺跡整備基本計画(第1期)(以下「第1期計画」という。)に基づき、国指定史跡である大友氏遺跡を大友氏遺跡歴史公園として適切に整備し、効果的に活用するため、史跡大友氏遺跡整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を大分市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に報告するものとする。

- (1) 史跡大友氏遺跡の保存・整備・活用に関すること。
- (2) 大友氏遺跡歴史公園の維持・管理・運営に関すること。
- (3) その他教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域の代表者
- (3) 教育関係者
- (4) 県の職員
- (5) 市の職員
- (6) その他教育長が必要と認める者

(参画依頼等の期間)

第4条 委員の参画依頼又は任命の期間は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員長は、第2条各号に掲げる所掌事項のうち、特定の事項について調査検討を行う必要があると認めるときは、委員会の中に、業務内容に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する者を部会員として、10人

以内をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(アドバイザー)

第8条 委員長は、専門の事項について検討させるため、委員会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、専門の事項について学識経験を有する者のうちから、教育長が参画依頼する。

3 アドバイザーの参画依頼の期間は、参画依頼の日からその職務が完了するまでの期間とする。

(報償金等)

第9条 委員(第3条第2項第4号及び第5号に規定する委員を除く。)及び

部会員並びにアドバイザーに対する報償金等は、予算の範囲内で、教育長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部文化財課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年6月9日から施行する。

(参画依頼等の期間の特例)

2 令和元年6月7日から令和3年3月31日までの間に初めて参画依頼し、又は任命する委員の参画依頼等の期間は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和元年6月7日から施行する。

史跡大友氏遺跡整備検討委員会委員名簿

(任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで)

種 別	所 属	氏 名	備 考
学 識 経 験 者	国立歴史民俗博物館 名誉教授	おの まさとし 小野 正敏	考古学
	国立歴史民俗博物館 名誉教授	たまい てつお 玉井 哲雄	建築史・都市史
	元鶴見大学文学部文化財学科 教授	いとう まさよし 伊藤 正義	中世史
	名古屋学院大学国際文化学部 教授	かげ としお 鹿毛 敏夫	中世史（大友氏研究）
	大分大学理工学部 准教授	ひめの ゆか 姫野 由香	都市計画・都市景観
民 間 団 体	株式会社日本政策投資銀行大分事務所 所長	さの まきこ 佐野 真紀子	
	NPO法人大友氏顕彰会事務局 副理事長	さとう ひろとし 佐藤 弘俊	
教育関係者	金池小学校 校長	のじり たかひろ 野尻 卓宏	
地 元 代 表	大分中央地区自治委員連絡協議会 会長	つるた たくみ 鶴田 巧	
	顕徳町自治委員		
行 政 機 関	大分県土木建築部都市・まちづくり推進課長	あきづき ひろあき 秋月 宏昭	
	大分県教育庁文化課長	みえの まこと 三重野 誠	
	大分市商工労働観光部長	みよし まさあき 三好 正昭	
	大分市都市計画部長	ごとう あきひで 後藤 哲秀	
	大分市教育委員会事務局 教育部長	たかだ たかひで 高田 隆秀	
オブザーバー	文化庁文化資源活用課 文化財調査官	おの ゆきこ 小野 友記子	

史跡大友氏遺跡整備基本計画（第 1 期） 令和 5 年度改訂版

発行日 令和 6 年 3 月 2 9 日
編集・発行 大分市教育委員会
〒 870-8504 大分市荷揚町 2 番 3 1 号
担当課 大分市教育委員会事務局
教育部文化財課